

奈良教育大学保健センター運営委員会規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成17年 4月21日規則第39号

改正 平成23年 3月 4日規則第13号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学保健センター規則(平成16年奈良教育大学規則第341号)第6条第2項の規定に基づき、奈良教育大学保健センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、奈良教育大学保健センター(以下「センター」という。)に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 運営の基本方針に関すること。
- 二 予算に関すること。
- 三 教育に関すること。
- 四 その他運営に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 保健センター長(以下「センター長」という。)
  - 二 保健センター副センター長(以下「副センター長」という。)
  - 三 保健管理医
  - 四 心理学担当教員 1人
  - 五 特別支援教育担当教員 1人
  - 六 保健体育担当教員 1人
  - 七 総務課長及び学生支援課長
  - 八 附属学校部運営委員会から推薦された者 1人
  - 九 学長が指名する者 若干名
- 2 前項第四号から第六号、第八号及び第九号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第四号から第六号、第八号及び第九号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員会は必要に応じて、委員長の職務を補佐する者として、副委員長を置くことがで

きる。

4 副委員長に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、各課の協力を得て、学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第39号)

この規則は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年規則第13号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。